

関西広域連合規約の改正について

平成 27 年 3 月 27 日
本 部 事 務 局

1 改正内容

「スポーツ」と「観光及び文化」の振興を一体的な政策目標として取り組むため、規約に定める事務の「観光及び文化の振興」に「スポーツ」を追記する。

(1) 広域連合の処理する事務への「スポーツの振興」の追記（第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号）

(改正案)

○第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2 以上の構成府県の区域にまたがる区域を言う。以下同じ）にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興…（中略）…に関する計画（第 6 条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

(2) 経費の負担割合に以下のとおり「スポーツの振興」を追記（別表、第 20 条第 2 項）

(改正案)

○別表（第 20 条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
事業費 第 4 条第 1 項第 3 号 エからクまでに規定 する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取 県、徳島県、京都市、大 阪市、堺市及び神戸市	人口割 10 分の 5 宿泊施設数割（文化及び <u>スポーツ</u> の振興に関する 事務に係る経費にあって は、均等割）10 分の 5

2 今後のスケジュール

平成 27 年 3 月	連合委員会で規約改正案を決定
平成 27 年 6 月	連合議会(全員協議会)に議案として報告
平成 27 年 5 月～7 月	各府県市議会で規約改正案を議決
平成 27 年 8 月	総務大臣許可

関広総第 号

平成 27 年 月 日

各構成府県知事・政令市長

〇〇 〇〇 様

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合の規約変更に係る手続きについて（依頼）

平素は、関西広域連合の運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、事務の拡充にあたり、別紙のとおり関西広域連合規約の改正（案）を取りまとめました。

つきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による規約変更に係る手続きとして、各府県・市議会上程に向けての諸準備を進めていただきますようお願いいたします。

第 号議案

関西広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約の一部を次のように変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めらる。

平成27年 月 日提出

〇〇知事（市長） 〇 〇 〇 〇

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び文化」を「、文化及びスポーツ」に改め、同項第3号中「及び文化」を「、文化及びスポーツ」に改め、同号に次のように加える。

ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの
別表事業費の部第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費の項中「キ」を「ク」に改め、「文化」の右に「及びスポーツ」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由（案）

関西における生涯スポーツの振興と元気で活力ある高齢化社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化を進めるため、広域連合が処理する事務に広域スポーツの振興を加えることから、関西広域連合規約中の広域連合の処理する事務に関する規定の改正を提案する。